

# 彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務 企画提案募集要項

## 1 業務の目的

埼玉県は、日本酒の出荷量が全国4位であり、また良質な日本酒を多く生産している。この特性を「本県の魅力」として主に首都圏向けに発信し、県内観光誘致や、消費の拡大につなげる。そのための手段として県広報紙「彩の国だより」にて日本酒の特集号を作成し、それを活用した効果的なPRを行う。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務

### (2) 委託業務の内容

彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

### (4) 委託料上限

11,044,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

## 3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97-1号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和4年埼玉県告示747号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のうち小分類「広告代理業務」に登録されていること。
- (5) 過去3年間に国または地方公共団体と本事業と類似した契約を誠実に履行した実績を有していること。

## 4 スケジュール（予定）

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 令和6年10月15日（火） | 本募集要項の公表（ホームページ）、質問受付開始 |
| 18日（金）        | 質問受付期限                  |
| 21日（月）        | 質問への回答                  |

令和6年10月23日(水) 企画提案参加申請書の提出期限  
31日(木) 企画提案書の提出期限  
11月1日(金)～7日(木)  
企画提案審査(書面審査)、契約候補者決定  
11月上旬 委託契約の締結

## 5 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 提案内容と事業経費の額、事業者の経験や実績を含めて総合的に評価する。
- (2) 説明会は行わない。
- (3) 企画提案書の書面審査により選定する。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法  
質問書(別記様式1)を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- (2) 電子メールアドレス  
a2830-04@pref.saitama.lg.jp
- (3) 電子メールの件名  
「埼玉の日本酒」情報発信等業務質問書(法人名)
- (4) 質問受付期間  
令和6年10月15日(火)～18日(金)正午  
※ メール送付の旨、担当あて電話連絡をすること
- (5) 質問への回答  
令和6年10月21日(月)16時までに、県ホームページに掲載する。

## 7 企画提案競技参加申請書の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

- (1) 参加表明手続  
彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務企画提案参加申請書(別記様式2)を委託者に提出すること。
- (2) 受付締切  
令和6年10月23日(水)17時
- (3) 提出方法  
下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。  
・ 電子メールアドレス：[a2830-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2830-04@pref.saitama.lg.jp)  
・ 件名：「埼玉の日本酒」情報発信等業務参加申請書(法人名)  
※ メール送付の旨、担当あて電話連絡をすること

(4) 提出書類

彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務企画提案参加申請書（別記様式2）

**8 企画提案書等の提出**

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別記様式3を表紙とすること）

（ア）企画提案書はA4判、横書きとし、様式は任意とする。

（イ）企画提案は、1法人につき1提案に限る。（複数提案は不可）

イ 企画提案書の作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえ、次の項目について提案すること。

（ア）彩の国だより特集号（冊子タイプ）の効果的配布計画（仕様書5（1）関係）

（イ）デジタルサイネージによるPR計画（仕様書5（2）関係）

（ウ）更なる効果的なPR計画（仕様書5（3）関係）

（エ）独自に提案する取組（任意）（仕様書5（4）関係）

ウ 委託料の見積書

（ア）「2（4）委託料上限」に掲げる金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成すること。

・見積書は、総額だけでなく、項目ごとの内訳及び単価等が分かるように計上すること。

（イ）宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

(2) 添付書類

・3（5）を証明する書類（契約書。完了検査結果通知等）の写し

・パンフレット等法人の概要が分かるもの（法人のウェブサイトのURLも可）

(3) 提出方法

企画提案書一式をPDFデータ化の上下記電子メールアドレスに電子メールで送信すること。

・電子メールアドレス：a2830-04@pref.saitama.lg.jp

・件名：「埼玉の日本酒」情報発信等業務企画提案書（法人名）

・データ提出にあたり、埼玉県のファイル便を使用する場合は事前に引き取り便の送付を受けること。

※ データ送付の旨、担当あて電話連絡をすること

(4) 提出期限

令和6年10月31日（木）17時

(5) その他

ア 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

イ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## 9 提案書類の審査

### (1) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

### (2) 選考結果

令和6年11月上旬を目途に電子メールで通知する。メールには電磁的に記録したファイルを添付する。

### (3) その他

参加者の数が6者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施し、得点の高い5者を書面による最終審査の対象とする。

## 10 契約候補者の決定方法

県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

## 11 契約等

### (1) 受託者の決定

業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどした上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

### (2) 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は埼玉県財務規則等関係法令に基づき作成し、双方協議の上、締結する。

## 12 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 13 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
  - エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
  - オ 提出書類に不足があるもの。
  - カ 別記様式 2 および同 3 に代表者の記名がないもの。
  - キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
  - ク 見積金額を訂正したもの。
  - ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
- (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消
- 緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。
- この場合において、当該企画提案に要した費用を県に請求することはできない。
- (3) その他
- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
  - イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
  - ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
  - エ 本業務は、県観光課が実施する「埼玉県の地酒を活用した観光プロモーション業務」とは別事業であることに留意すること。

#### 1.4 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県 県民生活部 広報課 広報紙担当  
住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
E-Mail：a2830-04@pref.saitama.lg.jp  
電話：048-830-2868  
担当者：菅野・敷根